

近代日本の性暴力／買売春問題を俯瞰する資料集成の第Ⅱ期、刊行開始。

占領期から売春防止法施行まで——一九五〇年代の買売春の様態と  
売春に追いつめられ暴力にさらされる女性たちの状況を  
生々しく伝える第一次資料を編集復刻！

「編集復刻版」

# 性暴力 問題資料集成

第Ⅱ期

買売春問題資料集成「戦後編」

不<sub>一</sub>出版

敗戦後、女性が直面した買売春・性暴力に関わる資料集の統編。

赤線で働く女性・売春業者への調査（一九五五年）と売春防止法施行以前に  
全国に先駆けて設けられた神奈川県婦人相談所に来所した、

女性たちの「婦人相談票」「婦人保護台帳」等を復刻。

空襲で焼け出され家族も家も失った女性、アルコール依存症の夫の暴力に  
苦しむ女性、売春をして各地を転々とする女性など、

さまざまな困難を抱えた女性たちの一、八〇〇件余の事例によつて、

一九五〇年代の女性たちの実態に迫る第一級資料！

全十一卷

解説＝藤田ゆき

A4判／上製／総約三八〇〇ページ  
予定価＝本体一七五、〇〇〇円+税

## 復刻にあたって

本資料集成は、敗戦後、女性が直面した買売春・性暴力に関する資料集成の第Ⅱ期である。連合軍総司令部の廃娼令（一九四六年）と売春防止法（一九五八年）の谷間の時期における売春女性や困窮する女性たちの実態を明らかにする第一次資料を復刻する。

廃娼令にもかかわらず、実態として集娼地域は「赤線」として許されていた。一九五五年、

全国性病予防自治会の全面的な協力のもと、学者グループによる、業者・従業婦を対象とする全国的調査が行われた。第26巻にはその調査項目と結果、そして東京の赤線三カ所（洲崎・向島・北品川）の業者アンケート記録八三点を収録した。

敗戦後の窮乏のなかで女性たちはどうやって生き抜いたのか。

売春防止法以前、「赤線」は警察の管理下に置かれ、「私娼」は地方条例によって取締りの対象となっていた。神奈川県は全国に先駆けて売春女性を対象に婦人相談所を設けたが、その記録が「身上調査票」「婦人相談票」「婦人保護台帳」等として残っている。

第27巻から第36巻には「集娼」「散娼」「街娼」「転落せぬ者」などに分類された、来所した困窮にある女性たちの記録、約二八〇〇件を収録した。そこに見られるのは売春して摘発された女性たちの困苦の半生ときりぎりの現状だけではない。むしろ「転落せぬ者」のファイルに収録された、現在売春「こそしていないが、もはやそれ以外に生きていく手段がないところまで追いつめられた女性たち、戦争によって生活のよりどころを奪われて生きるすべを持たない女性たちの姿が浮かび上がる。

空襲で焼け出され家族も家も失った女性、アルコール依存症の夫の暴力に苦しむ女性、外国人相手の売春と出産を繰り返す女性、生活が苦しく生活資金の貸与を申請する女性、妊娠中絶を希望する女性、知的障害や身体障害、精神障害のある女性、性感染症を患有女性、路上生活をする臨月の女性、刑務所暮らしを繰り返す薬物中毒の女性、性暴力を受けた上売春宿に売られた少女、複数の米兵に性暴力を受けた女性、夫を交通事故で失い子連れで物乞いをしているところ結核にかかることがわかつた女性、小学校卒業後女工となり妊娠し中絶を希望する一歳の少女……

この資料群には、家庭内での性暴力もふくむ暴力、米軍による性暴力、若年の妊娠、貧困からの路上生活、薬物中毒、自殺未遂、性感染症等々、二十一世紀の女性が直面する問題のすべてがすでに露出しているといつても過言ではない。

女性にとって戦後一九五〇年代がどんな時代であったのかを明らかにする第一級資料を復刻するものである。

納税に関する事項 (昭和28年度中の決定額… 滞納の有無に拘らず)		別紙様式第一の1	
(1) 税種目	(2) 金額(円)	昭和卅年二月	業者実態調査表
所得税	1,7202	業者実態調査表	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
法人税(法人の場合)		会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
事業税	92,600	会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
住民税	4,07286	会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
遊興飲食税	2,90002	会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
固定資産税	9,920	会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
償却資産税	1,000	会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
富裕税		会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
其他雜税		会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
合計	4,82,776	会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
総収入を100%として 税金は	%	会員名簿(指導要綱別表第三甲)	会員名簿(指導要綱別表第三甲)
税金に対する意見		会員名簿(指導要綱別表第三甲)	

内容見本

「業者実態調査表」向島カフエー協同組合 より。個人情報を一部伏せてあります。

三、現在の制度(公娼制度廢止)に依つて変つた点	
(1) 年期奉公(御礼奉公)がなくなった	(2) 就業婦の人権が尊重される様になつた
(3) 就業婦が明朗になって愉快に働いている	(4) 金銭の授受が明瞭になつた
(5) 就業婦の所得が多くなつて更生が早い	(6) 就業婦が明暎になって愉快に働いている
(7) 就業を強制される事がな	(8) 就業婦が明暎になつた
(9) 就業の組合の自主統制が困難で官庁の指導等が不徹底と	(10) 就業婦の身元不確実にして御見得さぎ、ふみ倒し等の被害にかかり易い
(11) 性病予防の見地より強制受診制度が確立し得ない	(12) 就業婦に対するしつけ
(13) 防犯関係について自己防護の処置刑事検査に対する協力等に不便	(14) 防犯関係について自己防護の処置刑事検査に対する協力等に不便
(15) 同一地区内外に非組合業者が立ちし悪どい営業を行つてゐるが制裁の方法がない	(16) 同一地区内外に非組合業者が立ちし悪どい営業を行つてゐるが制裁の方法がない
(17) 営業をする上に何だか違法行為の感じがする	(18) 其の他
四、現在許可されている業種でよい所と悪い所(具体的に)	
五、次の中どういう業種にすればよいか	
六、其の他の業者としての希望事項(具体的に)	

- 1945・8 一八日、内務省警保局長、各府県長あて進駐軍の性的慰安施設に関する通牒  
1945・8 特殊慰安施設協会(R.A.A.)協会が設立  
1945・8 銀座でR.A.A.第一回募集広告「戦後処理の国家的緊急施設 新日本女性を求む」  
1946・1 花柳病予防法特例公布。翌月施行  
1946・1 総司令部「公娼制度廢止にかんする覚書」いわゆる「廃娼令」。娼妓取締規則の廃止  
1946・11 「般女性」に対する不当検束・検診に抗議、女性団体が「婦人を守る大会」  
1946・11 警視庁、集娼地域を指定地域として赤線で囲む。「赤線地域」の発生  
1947・1 勅令第9号「婦女を売淫させた者等の处罚に関する勅令」公布  
1948・6 法務省「売春等处罚法案」を第2回国会へ提出。7月、審議未了  
1948・7 性病予防法公布  
1948・7 宮城県、売淫取締条例施行(全国で初めて)  
1948・9 風俗営業取締法施行  
1948・9 第2回国会で売春等处罚法案。審議未了  
1949・3 東京都、売春等取締条例制定の可否に関する公聴会開催、当該女性が発言  
1949・4 都内の貧困地帯で起きた少女賣春事件。厚生省初の賣春業者告発  
1949・5 東京都議会で「売春等取締条例」可決  
1950・8 大田区池上での特飲街建設反対運動起る  
1950・10 警視庁、都内の街娼(いわゆるパンパン)の大検査  
1951・5 山梨県中野村で基地賣春が問題化。売淫及び風紀取締条例施行  
1951・6 新潟県地方検察庁、東京新宿の特殊飲食店主を起訴  
1951・11 都内の女性団体80余が「公娼復活反対協議会」結成。勅令9号の法律化運動  
1952・3 福岡県折尾町特殊飲食店従業婦7名が福岡婦人少年室に救済を求める  
1952・5 勅令9号、参議院を通過。国内法となる  
1952・6 基地の買賣春問題に關して攝風会など22団体、純潔問題中央委員会を結成  
1952・6 広島市の新特飲街建設に市民の反対運動が高まる  
1953・3 第15回国会参議院「売春等处罚法案」を議員立法として提出。審議未了  
1953・7 第16回国会参議院法務委員会に売春対策小委員会ができる  
1953・11 宮崎県で芸者斡旋会社新設に対し地元女性団体が反対運動  
1954・2 第16回国会参議院法務委員会に売春対策小委員会ができる  
1954・12 売春等处罚法案、第21回通常国会に再提出、翌月審議未了  
1955・4 大田区で芸者置屋に売買された少女が逃亡  
1955・5 勅令9号、参議院を通過。国内法となる  
1955・6 基地の買賣春問題に關して攝風会など22団体、純潔問題中央委員会を結成  
1955・8 第15回国会に向けた売春处罚法制定促進委員会に改称  
1956・3 第15回国会参議院「売春等处罚法案」を議員立法として提出。審議未了  
1956・4 全国性病予防自治会総決起大会。売防法立法反対の全国運動実施を決定  
1956・5 全国性病予防自治会総決起大会に提出、21日成立、24日公布  
1956・6 売春防止法案、政府から第24回国会に提出  
1956・6 売春婦女保護更生対策協議会が結成  
1956・7 売春防止法制定促進委員会を改組して売春対策国民協議会が発足  
1957・4 売春防止法一部施行。総則及び保護更生関係規定  
1957・10 全国性病予防自治会から自民党議員への「売春汚職事件」  
1958・4 売春防止法、全面施行。处罚規定も

## 女性支援事業の原点の記録を読み直す

戒能民江

当事者の語りから  
写し取る戦後女性史

小野沢あかね

推薦します(順不同)…

かいのう・たみえ お茶の水女子大学副学長

DV防止法制定から八年、DV被害の顕在化が進んでいる。それとともに、被害を受けやすいにもかかわらず、支援を求めにくいため、被害者の姿が少しずつ見えてきた。法制度上あるいは社会的に、また実際の支援においても排除され、不利益を受けていた女性たちの存在に、私たちはようやく気づきはじめた。しかし、被害当事者を取り巻く困難が重なれば重なるほど、私たちは、女性に対する暴力が「人間としての尊厳」を理不尽にも奪うものであることから目をそらし、憐れみと偏見に満ちたまなざしだけを彼女に向ける。そして、自分も被害当事者と同じ社会で生きていることを都合よく忘れて、彼女と自分を切り離す。それほどまでに、私は「女性の分断」に取り込まれていて、それは、支援の姿勢にも現れているのではないだろうか。

このたび、売春防止法施行前の婦人相談所の一時保護記録が復刻されることとなつた。記録からは、経済白書が「もはや戦後ではない」と宣言した時代に、貧困、身売り、親の暴力、夫の暴力、性暴力、心身の病など、複合的な困難を抱えながらも生き延びてきた女性たちの声なき声が聞こえてくる。

差別的な婦人「保護」思想から脱却して、女性の人権保障に正面から取り組む女性支援事業への転換が求められているいま、半世紀前の女性の声にどう応えるのか、私たちは問われている。

## 揺るがない事実をつきつける資料集

横田千代子

買売春の本質を見つめなおすために

後藤弘子

おのざわ・あかね 立教大学准教授

今回刊行される『性暴力問題資料集成』第Ⅱ期に所収された資料群は、そうした当事者自らが語った体験の一端を私たちに伝えてくれるたいへん貴重なものである。神奈川県婦人相談所の相談記録は、相談所に送られてきた女性たちひとりひとりが自ら語った簡略なライフ・ヒストリーを、職員たちが書きとめたものであり、その内容は読む者の心を強く揺さぶる。それらのライフ・ヒストリーからは、彼女たちがこうした道へ足を踏み入れるに至った背景が浮かび上がってくる。

貧困、戦争による暮らしの破壊や親の死、覚醒剤などの麻薬、母親の失踪、父親や男性親族や恋人たちの酒飲みや博打や虐待……。本資料集成の刊行により、こうしたひとりひとりの体験を丁寧に読み解いた、新しい研究が発展することを強く願う。

一九五六年、売春防止法が制定され、全国に婦人相談所と婦人保護施設が設けられました。実は、私たちも法律制定時の女性たちの状況を知りたいと思い、施設の資料を紐解き、当時の利用者の実態を探つていただけます。神奈川県婦人相談所は、売春防止法に先がけて開所していますので、この資料集成に収録された記録は、一九五〇年代前半という廃娼令と売春防止法の空白の時代における女性の状況を生々しく伝える、さらに貴重な証言集といえましょう。

利用者の状況は壮絶です。戦災で家族は離散、夫や父親は戦死、家や仕事を失うなど、ただ「生きる」ことすら困難な女性たちが溢れていたのに、国は占領軍に女性をすさんで差し出し、性病管理のために路上の女性たちを暴力的に検挙する「パンパン狩り」に熱心であるばかりで、困窮した女性を放置していたことにふるえるほどの怒りを覚えます。

五十数年後の現在もまた、社会による性的な支配の事実、貧困、障害、疾病、脆弱な家族関係などが重複して女性を悲惨な状況に追い込んでいることに変わりはありません。売春防止法も成立から五十年が過ぎました。この法律がここまで女性を支援してきたのか、買売春をなくすためにどこまで実効性があつたのか、あるいはなかつたのか——意義と同時にその限界も見つめ、新たな展望を拓かなくてはならないときに来ています。

よこた・ちよこ 婦人保護施設いづみ寮施設長／全国婦人保護施設等連絡協議会会長

ひとりひとりの女性が生き抜いてきた事実から何を学ぶべきか、今、何をしなければならないかを考えるために、この資料集成が多くの人々に読まれることを願っています。

ごとう・ひろこ 千葉大学教授

買売春については、それを性暴力としてとらえるのではなく、合意領域の問題であるとする考え方がある。しかしそれは、買売春のほんの一端を買春者側から切り取つたものにすぎず、買春を正当化する論理でしかないことを本資料集成は改めて教えてくれる。

私的な領域において性暴力を受けた女性たちが街に出ざるを得なくなり、そこでさらなる買売春という性暴力被害に遭う様態が「身上調査票」や「婦人相談票」から浮かび上がる。

未成年者の割合が高いことは、子ども=保護という発想がとりやすいことによる。しかし、性被害をかかえた少女たちが相談所に行き着くまでに「非行」「犯罪」というレッテルが貼られることが必要となる。この構造は今も変わりはない。いつたん貼られた「非行少女」というレッテルは、自分にも社会にも重くのしかかり、社会への再統合をより困難にする。しかも最近では少女であつても、合意を強調することで、保護の対象から排除する傾向が顕著である。

さらに問題なのは、成人女性の場合だ。今や婦人相談所はDVや人身取引の被害者にとってのシェルターとなつており、買春の被害者は合意領域に分類され、支援の対象となることはめつたない。最優先で援助の対象にならなければならないほどの幾重もの被害を受けているにもかかわらず。

本資料集成は、買売春という性被害における合意重視=自己決定重視論に対し、女性に許されたごく限られた選択のなかで、何が合意であり自己決定なのかという根本問題を私たちに突きつけている。



# 性暴力問題資料集成

第Ⅱ期

- 摘定価=本体一七五、〇〇〇円+税
- 推薦=戒能民江・小野沢あかね・横田千代子・後藤弘子
- 解説=藤目ゆき(大阪大学准教授)【解説は第26巻巻頭に所収】

A4判／上製／総約三八〇〇ページ  
2010年刊行分

● 表示価格はすべて税別。

## 第1回配本(通算第8回)

第28巻

「身上調査票」ヤラワ行

一九五六・五五年

第27巻

「身上調査票」ナ行・ハ行・マ行

一九五〇・五五年

第29巻

「婦人相談票」街娼

一九五六・五七年

第30巻

「婦人相談票」街娼

一九五六年

第31巻

「婦人相談票」散娼

一九五六・五七年

第32巻

「婦人相談票」転落せぬ者

一九五六・五七年

第33巻

「婦人相談票」転落せぬ者

一九五六・六〇年

第34巻

「婦人相談票」懼／中福祉事務所  
施設退寮

一九五六六年

第35巻

「婦人保護台帳」集娼／街娼／散娼

一九五六六年

## 第2回配本(通算第9回)

第26巻

崎カフェー協同組合・北品川カフェー商  
業協同組合》+解説

一九五〇年

## 第3回配本(通算第10回)

第36巻

「婦人保護台帳」転落せぬ者

一九五六六年

配本概要

● 摘定価=本体一七五、〇〇〇円+税  
ISBN978-4-8350-6546-5  
二〇〇九年一二月刊行

買壳春問題資料集成  
〔編集復刻版〕

## 「戦前編／第Ⅰ期」全13巻

● 1997年4月～98年4月刊  
廃娼運動資料を中心を集めて成

## 「戦前編／第Ⅱ期」

全18巻・別冊1

● 2002年10月～04年2月刊

買壳春管理政策資料を中心を集めて成

## 「戦後編／第Ⅰ期」

全25巻・別冊1

● 2004年7月～06年12月刊

性暴力問題資料集成

## 「戦後編／第Ⅱ期」全11巻

本体一〇〇、〇〇〇円+税

ISBN978-4-8350-6555-7  
二〇一〇年一二月刊行

● 摘定価=本体一〇〇、〇〇〇円+税  
ISBN978-4-8350-6555-7  
2009年12月～10年12月刊  
売壳春業者調査と婦人相談所資料の  
集成

不出版

\* 第26巻は全国性病予防自治会調査、第27～36巻は神奈川県婦人相談所資料。「身上調査票」アーチ行は未見

〒113-0023  
東京都文京区向丘1・2・12  
電話03・3812・4433  
振替00160・2・94084  
フアクシミリ03・3812・4464